

※カラー版で写真等も入ったものをホームページで公開しています。
<http://moc-lo.net/> をクリック！

Marine Office Club [MOC] とは、「ひとりぼっちの事務員をなくそう」とのスローガンを元に 1985 年主に神奈川県内の法律事務所職員を中心に結成され、平日、仕事が終わった後での、飲み会・研修会や、土日を使って、BBQ や工場見学等のレクリエーション等を活動内容とする「マリン・オフィス・クラブ」の頭文字を取った略称です。
これからも研修や企画を開催していきますので、ぜひご参加ください。

MOC研修・クレサラ初級中級開催

3月22日、波止場会館にて上記のテーマの研修会が上大岡法律事務所の藤本さんを講師に招き、開催されました。参加者は18名。

“破産申立”となると同時廃止事案が大半を占めますが、前半は本来の基本である管財案件の申立前処理について話をしてもらい、後半は参加者が自由に発言できる形式で進行し色々な経験談や質問などが相次ぎました。

参加者の皆さんからも得るものがあったとの感想を頂いているので紹介します。



久しぶりのMOC研修会。しかもお題は法律事務の集大成ともいえる事業者の破産申立。あてられたらどうしようと学校の教室を思い出しつつ参加しました。事業者の破産事件は様々な権利が絡み合い、行うべき手続も多岐にわたり、事務職員にとっては腕の見せ所。そんな手続の全体像を紐解きながら、いくつかのトピックでは深く検討し、法律には書かれていない経験による知恵も学ぶことが出来ました。早速実務に生かしたいと思えます。(K・M)

今回の研修は法人破産と言うことで、ここの所あまり法人破産にふれることが少なくなってきたなあと思っていましたが！！！！最近、久々に仕事で法人破産がいくつか回ってきて、久々なせいと、そもそもあんまり理解出来ていないことも多く毎日奮闘中だったので、ちょうど今回の研修でリアルタイムに知りたいことが聞けてすごく勉強になりました。

破産に限ったことではないですが、形式的な手続きは勿論、MOCの研修では色々な方の経験談も沢山聞けるので楽しかったです♪

私も、自分の経験を知識として披露できる日がくるといいのですが……。(川崎合同法律事務所 H)

法人破産は年に数件担当することがあるのですが、中途半端な経験の積み重ねで「こんな感じ」というあいまいな基準で何とかしてしまっていたような気がします。

もちろん弁護士の判断によることもあります。本来すべきではなかった対応があったのではないかと、否認の対象となりえる処理をしていたのではないかと、今回の研修が考え直すよい機会となりました。最後はゼミ形式のように、変わった財産（生鮮品・動物・知的財産など）の処分方法、保全や先取特権、申立人関係者の生活費の確保と破産詐欺罪の関係の話題もあがり、とても貴重な体験談を聞くことができました。(O)



第4回 MOC 研修「家事事件～離婚事件を中心に～」

4月19日に開港記念会館にて今期4回目となる研修を行いました。今回のテーマは家事事件の中でも8割を占められていると言われる離婚事件について行いました。講師には家事事件と言ったらこの人、横浜事務所の浅葉さんをお願いしました。

とてもアットホームな雰囲気、離婚事件の一連の流れから、新しく施行される家事事件手続法についてのお話も聞けてとても充実した研修となりました。それでは、参加者から感想をいただきましたのでどうぞご覧ください。



離婚の研修会に参加しました。家裁懇ニュースでも回っていた、家事事件手続法や、更には4月に民法一部改正になった、766条（子の監護者・面会交流・養育費などを協議して決めることを明文化）にも触れていただき、今回も大変充実した研修内容でした。浅葉さん、お疲れ様でした。また、その後の懇親会も盛り上がりました。久しぶりにお会いできた方もいましたし、店内の別テーブルにいた謎のお客さんウォッチング☆などなど、とても楽しかったです。役員の方々もお疲れ様でした！

現在全く離婚事件を扱っていないため、今回の研修は久々に復習をしたという感覚が強かったです。

訴額の計算問題の例題は、何パターンも用意されており、実は離婚案件は訴訟を扱った経験が殆どゼロに近いので、大変参考になりました。また、来年から施行される新法についても横浜家裁だけでなく、東京家裁での試験運用についてもお聞きすることができ、大変ありがたかったです。東京については自身でも調べてみようと思いました。その他、参加者の方々からのご質問のやりとりも参考になりました。特に年金分割は自身でも制度がよくわからず、常々疑問に感じていたこともあり、新たに知識を得ることができ、勉強になりました。今後もまだまだ知識を得るばかりとなりますが、参加させて勉強させていただくのを楽しみにしております。

1年以上ぶり！？にMOC研修会に参加しました。

今回のテーマは「家事事件」ってということで、講師の浅葉さんが「離婚事件の流れ」を解かりやすく丁寧に説明してくださいました。

調停事件と人事訴訟事件では管轄や手数料が異なっていたり、離婚にともなう財産分与、年金分割、慰謝料請求などなど・・・忘れかけていたことをもう一度インプットすることが出来ました。

それから、来年から家事審判法が廃止されて家事事件手続法が施行されるということで、事務所で話題になっていた離婚調停の副本の扱いの話が聞けたり、変更された離婚届用紙を実際に見ることが出来て良かったです。その後の懇親会にも参加しましたが、和気あいあい、笑い中心って感じで楽しかったです。

事務職員一人の事務所なので、同じような仕事をしている方々に会って、仕事の話や他愛もない話ができる事がとても新鮮に感じました。これからはもっと頻繁に参加しますので、よろしくお願いします。

～アンケートからの声～

・テキストもお話もバランスが良くて楽しく学べました。改正後の法律についても聞くことができ大変参考になりました。

・現在、まったく離婚事件を扱っていないので、久しぶりに触れることができました。新しい法律が施行されて、手続きが変わったらまた研修会をして欲しいです。

～アンケートからの声～

- ・テキストもお話もバランスが良くて楽しく学べました。改正後の法律についても聞くことができ大変参考になりました。
- ・現在、まったく離婚事件を扱っていないので、久しぶりに触れることができました。新しい法律が施行されて、手続きが変わったらまた研修会をして欲しいです。
- ・事務員として自分の判断で動くべきこととそうでないことの見極め方、いろいろな処理を他の事務所の方々はどうしているのか、聞きたい。そんな研修会があったら参加したいです。
- ・当事者の一方が外国人の場合の離婚やDV事案、認知の請求など今後の研修会で取り上げてほしい。

家事事件手続法の施行に関して

来年1月より、現在の家事審判法が廃止され、家事事件手続法が施行されることになりました。様々なことが変わるようなのですが、実は私もまだよくわかっていません。研修会に参加されていない方に、今の段階でわかっている部分をご紹介します。

① 現行法の甲類乙類の用語廃止

別表第一、別表第二として整理されています。

別表第一は現行法甲類、別表第二は現行乙類から「推定相続人の廃除」と「扶養義務の設定・取消」を除いたものになります。

② 申立書写しの相手方への送付（67条、256条）

原則として、申立書の写しが相手方へ送付されます。

横浜家裁では、夫婦関係調整調停申立に限り、3月26日より試行的実施をしていますが、これは新書式（具体的な事情について記載欄のないもの）での申立がされた場合に限っています。弁護士が従来の書式で申立をした場合については送付をしないとのこと。

ちなみに東京家裁では、6月20日から、夫婦関係調整調停、婚姻費用分担調停、面会交流の各申立事件について、写しの送付を行うようです。

③ 記録の閲覧謄写の規定（47条）

現行法では、閲覧謄写を許可するかどうかは裁判所の裁量でしたが、新法では、当事者による申立については、裁判所は原則として許可しなければならないこととなります。ただし、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある等、いくつかの不許可事由が定められています。また、不許可については即時抗告ができます。

④ 合意管轄（66条）

調停事件について合意管轄が認められていますが、現行法では乙類審判事件については認められていません。新法では、別表第二に掲げられた事件について、合意管轄が認められることとなります。

⑤ その他

子どもの手続代理人の新設、電話会議・テレビ会議システムの導入、高等裁判所での調停が可能となる等、いろいろあるようですが、詳細はよくわかりません。

施行が近くなれば具体的な変更点など詳しくわかってくると思いますので、また研修会を行ったり、情報交換をしましょう。

（横浜法律事務所 浅葉）

BBQ 中止報告

本来は、「4月14日土曜日、Moc 恒例のBBQを開催しました!!」という見出しが、ホームページやニュース、通信に掲載されるはずでした…

前回のニュースや通信にも掲載したとおり、今年の春のBBQは、二俣川・大池公園で、桜の開花のタイミングを見計らって開催しようと、応当日1ヶ月前の日の10時ちょうどに予約ページにアクセスしようとしてしました。そして、最初の候補日(初戦)は参戦者全員があえなく敗れ去り、翌週=第1候補日(リターンマッチ)に、漸く1スペースを押さえることができたので、これで今年も開催出来る!と思ったのでした。

しか~し、4月第2週半ば頃の天気予報から、(ただでさえ)「曇り」の表示に「傘」マークがひょっこり顔を出し始め、2日前の木曜頃には、「曇り」と「雨」の立場が逆転し、「雨」が優勢になってきました。

正直言って私は、この頃には、「あ~あ!今回はダメぽい…」と思うようになっていました(それまでは、「途中で降ってきたら、どうしよう…」と考えていたのですが)。

私的には、先週の段階で、既に包丁やコテ(ヘラ)を研いであり、後は、前日に「粉」を溶くだけだったので、もし、万が一、天候が回復すれば、(昔、某ファーストフードに居たとき、毎朝、5~6kg溶いてたため、溶くこと自体は、特に苦じゃないので)そのとき溶けばいいや(逆に、溶いてから、結局使わ無いことになった場合の、「敗戦処理(GWに入る前まで、連日粉モノ三昧になるハメ)」は避けないと)、と考えて金曜は就寝しました。



14日朝、カーテンを開ける前から、既に外は薄暗く、窓を開けたら、見事にジトジト降ってました。土砂降りではありませんでしたが、「できない」という判断をすることに全く躊躇しない位には降ってました。

せめてもの救いと言えば、中途半端な天気(決行か否かの時点では降って無く、そのうち降ってきたり)ではなかったこと、且つ、その日は一日中ジトジト降り通しだった(「中止」判断後にカラッと晴れて、悔しい思いはせずには済んだ)ことですか。



朝7時過ぎ、各担当者から、「中止」決定を伝えたあと、参加者の方々から、「残念」、「是非リベンジを!」という声が多数聞かれたことで、みんなも楽しみにしていたんだな、と思うと同時に、「BBQ」は良い企画なんだな、とも思いました。

「リベンジを!」という声は、今回の参加者のみならず、日程調整がつかずに今回は不参加という方々からも聞かれたので、次回(例年の予定では、9月末か10月始め頃?)こそは「リベンジ」したいですね!(写真は現場で提供予定のものの切る前・切った後)

(櫻井・戸張法律事務所 遠藤)

MOC 役員の食ベログ第2弾

役員会後、通信作業後・・・なにかと理由つけて飲んでます。

今回は、忘年会や研修会後の懇親会に度々使わせてもらっている「チキスタ」さんにお邪魔しました。
さっそく、お通しの海ぶどうと生ビールでカンパ〜イ♪海ぶどう んまっっ！



続いてホルモンのから揚げに、定番！ゴーヤチャンプル。

チャンプルー続きで、ふ〜ちゃんプルー！！チャンプルーって美味しいですよ

ビールが進みすぎます！しかも、チキスタは飲み放題 1時間男性 800円、女性 600円！！絶対お得ですっ（勢いついて飲みすぎ注意・笑）。



海鮮サラダ♪

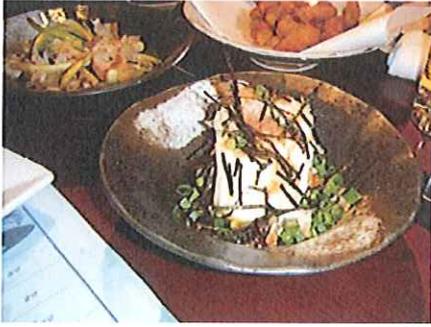
続きまして、羽根つきギョーザ！沖縄料理屋さんのはずが・・・。そう。チキスタは何でもある沖縄料理のお店なのですっ！

島らっきよの塩漬けに、島らっきよのてんぷら♪うこん塩で頂きました。出てきてすぐの奪い合い。アメフト組です！



てんぷらより塩漬けに一票！ぴりりとした感じが泡盛に合うな、こりゃ〜っ！

続いて・・・山芋の千切りとカレードリア！和食と洋食。ぜんぜん沖縄とはつながらない料理もこのとおりあります♪。



食べて飲んでの約2時間。
酔っぱらいの出来上がりです！

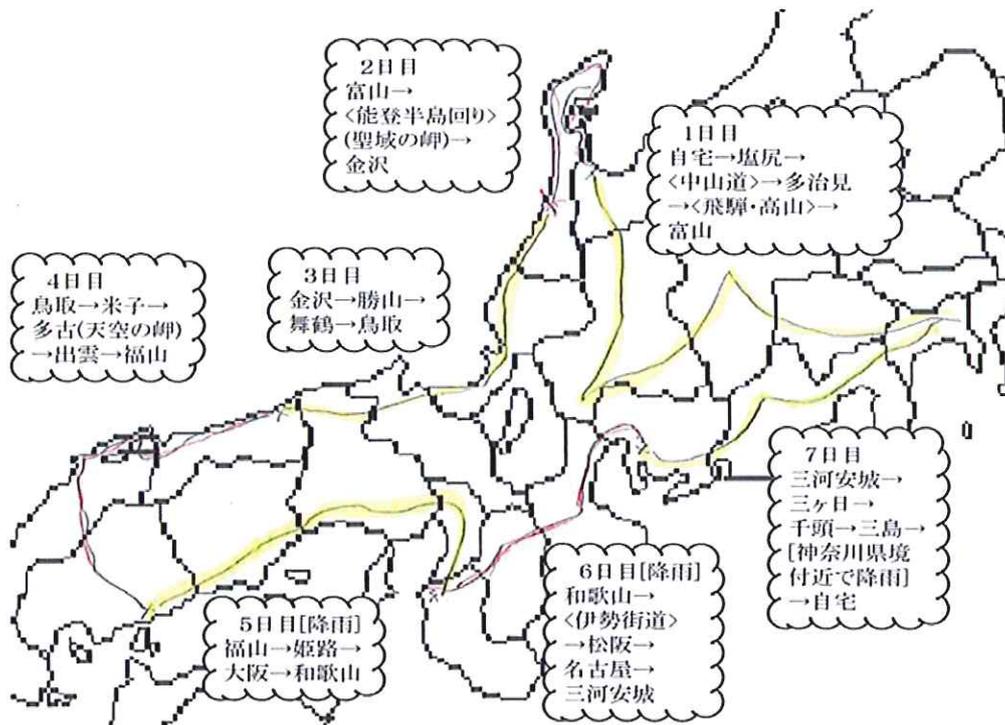


(川崎合同法律事務所 鈴木)

2012年のGWのこと

1年振りにツーリングに行って来ました。これまでのGWシーズンは西方面の九州や四国に、また結構海岸線を走って来ましたが、余り内陸部は走っていないなあと思い、今回は中山道等、中国地方横断、紀伊半島横断という形でプランを組みました。

なお、ツーリングは早く関東脱出がしたいので、いつも初日は真夜中 (AM1 ~ 2 時頃) に出て、夕方まで走る様にしているので、初日は毎回 600 キロ位は走ってます (一昨年の夏、ETC 割引で高速を使って青森県むつ市まで行ったときは、900 キロ走りました)。今回は 604 キロでしたが、大体 200 キロ位進んだ朝方は眠く目つ寒くなるので 休憩して暖をとる (コンビニでカップ麺を買って、ホットドリンクをカイロ代わりにする) し、途中でも、いい風景だな、と思って気分次第で止まって写真を撮ったりします。



因みに (最近ウワサの) 「670 キロ」というのは、と~ても長い距離です。

なお、6泊7日の総走行距離は、2950kmで、平均燃費は34.5Km/lでした。また、何度も停車するのは面倒なので、給油も、本来ならまとめたいと思うのですが、供給先の関係か、市町村が変わった当たりでも料金相場が変わってくるので、昨今のガソリン代の上昇傾向から、ある程度走った先で、(普段利用しているGSの) 安いセルフ店があったときは入れるようにしていました。因みに高いところだと、159円/l位でしたが、安いところだと140円/l程度のところもありました。

因みに、昼食は、荷物を満載したバイクから離れたくないので、コンビニで弁当を買って、バイクの状態 (ネジが緩んでるところや、タイヤに異物が刺さってないか等) を見ながら食べてます。

夜は、ほとんどの方に、「何でおいしいものを食べてこない?」と批判されてるので、一応心掛けてはおります。(だからホテルでは夕食を予約してません) が、3日目の鳥取で取った宿の周りには、(コンビニ1軒を除き) 何も無く、「これはマズい (…美味しくない、どころじゃない)」と、予約無しでのホテルでの夕食が可能か確

認しました。因みにもし1日ズレたら、「5/1はレストラン休業です」とあったので、夕食もコンビニの弁当になってる虞がありました。

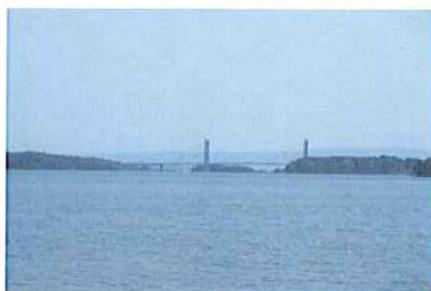
むしろ、目的の1つである写真は、今回は、(一部を動画含めて)584枚写してきました(5/2は、一日中雨に降られたため、たった5枚しか写真を撮れませんでした)。

※写真を印刷すると、真っ黒けで訳が分からない状態になってしまうので、HPにアップした方をご覧ください。

(櫻井・戸張法律事務所 遠藤)



木曽福島付近 (R19 沿い)



ツインブリッジのと



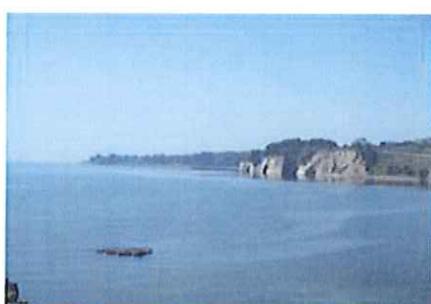
能登島にて



越前大野付近 (芝桜)



中山道・馬籠宿



能登にて

マリン・オフィス・クラブでは事務職員の皆様からのご意見・ご質問・原稿の執筆・研修会のお手伝い等を随時募集しております。川崎合同、鈴木(英)または、ホームページよりお気軽にお問い合わせください。

MOC通信 2012年5月, No150

発行責任者 柳原 康雄 編集責任者 成松 広持

連絡先 〒210-8544 川崎市川崎区砂子 1-10-2 ソシオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所

TEL 044(211)0121 FAX 044(211)0123 担当 鈴木